

第1回地域密着型サービス運営部会 議事録

1 日 時 平成24年10月17日(水) 午後1時00分～

2 場 所 豊明市役所 本館3階 会議室1B

3 あいさつ

4 議題及び議事概要

議題1 「地方分権一括法に伴う条例制定・規則改正」

議題2 地域密着型サービス事業所指定状況

事務局より説明後、各委員より意見及び質問を受ける。

議題1 地域密着型サービス事業所指定について

事務局より資料1～4に沿って説明

委員：資料2の数字は何を表していますか。

事務局：条文を表しています。

部会長：市独自で定める保存期間を5年としていますが、根拠はありますか。

事務局：市の文書保存期間と遡及効果も考慮し、5年とさせていただきました。

部会長：指定小規模多機能型居宅介護事業所は市内にはありますか。

事務局：1か所、くつかけの家があります。

部会長：いくつか意見が出ましたが、説明のとおり了承することとしてよろしいでしょうか。

委員： 全員了承

議題2 地域密着型サービス事業所指定状況

事務局より資料5～7に沿って説明

委員：待機期間が長いように聞いたことがあるのですが、グループホームひびきの家豊明が空室なのは、申し込みがないということですか。

事務局：待機期間が長いのは、特別養護老人ホームではないかと思えます。
また、ひびきの家豊明は今年度、増床したため現状では空きがありますが、順次入所していくと思えます。

委員：費用的にはだいぶ違うのですか。

事務局：特別養護老人ホームや老人保健施設では所得に応じて、食費・居住費の減額対象となる場合がありますが、グループホームは対象となりませんので、そういった面では高額になります。しかし、グループホームは認知症の方が少人数で共同生活する住居のため、食事・入浴などの介護においても職員の目が行き届き、個々に応じた機能訓練が受けられます。認知症初期症状の方や軽度の認知症の方などは自立に向けた生活がおくれるという利点もあります。

委員：近所にも認知症の方がいるので、そういったところに入れればよい。

5 出席委員 3名 欠席委員 2名

6 傍聴者 0名

【問合せ先】 豊明市役所 高齢者福祉課 電話 0562-92-1261